令和８年 11 月
航　　空　　局

航空法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

１．背景

無人航空機の登録に係る手続等については、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）に基づき、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）に定められている。

令和７年には、娯楽を目的とした無人航空機であるラジコン機の利用者からの要望を踏まえて、安全を確保しつつ、登録手続等に係る利用者負担の軽減を図るため、一定の要件を満たす場合には、無人航空機登録原簿への登録を行っていないラジコン機であっても、法第 132 条の２ただし書の規定により、航空の用に供することを可能とした。一方で、地表等から 150m 以上の高さの空域等で行う特定飛行（法第 132 条の 87）は、事故発生時の対人・対物リスクが大きいことから、当該特定飛行を行う際に必要となる国土交通大臣の許可（法第 132 条の 85 第２項）又は承認（法第 132 条の 86 第３項）の申請には、無人航空機の登録記号を必要としているところ。

しかしながら、今般、令和７年改正後の制度の運用実績等により、無人航空機登録原簿への登録を行っていないラジコン機であっても適切な安全確保が図られることが確認されたことから、当該ラジコン機も当該許可又は承認の申請が可能となるよう所要の改正を行う。

２．概要

（１）飛行禁止空域における飛行の許可及び飛行の方法によらない飛行の承認に必要な申請書の記載事項関係（規則第 236 条の 74 第１項第２号及び第 236 条の 81 第１項第２号関係）

国土交通大臣の許可（法第 132 条の 85 第２項）又は承認（法第 132 条の 86 第３項）を受けようとする場合における申請書では、記載事項として、無人航空機の登録記号（法第 132 条の４第１項）を記載することとされているところ、規則第 236 条第１項第３号による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあっては、当該登録記号に代わって、同条第３項第５号の無人航空機を飛行させる者を特定するための番号を記載することで足りることとする。

（２）飛行計画の通報事項、飛行日誌の記載事項又は事故若しくは事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告事項関係（規則第 236 条の 83 第１項第１号、同条第３項、第 236 条の 84 第２項第１号イ、第 236 条の 85 第１項第５号及び第 236 条の 87 第１項第６号関係）

飛行計画（法第 132 条の 88 第１項）には、規則第 236 条の 83 第１項第１号の規定により、無人航空機の登録記号を記載することとされているところ、（１）と同様に、規則第 236 条第１項第３号による届出をして無人航空機を飛行させる場合にあっては、当該登録記号に代わって、同条第３項第５号の無人航空機を飛行させる者を特定するための番号を記載することで足りることとする。

また、飛行日誌（法第 132 条の 89 第２項）の記載事項並びに事故の報告（法第 132 条の 90 第２項）又は事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告（法第 132 条の 91）の報告事項についても、同様の改正を行う。

３．今後のスケジュール（予定）

公布：令和９年１月
施行：令和９年３月 31 日